

令和3年度事後評価実施結果報告書

(法務省3-(7))

施策名	矯正施設 ^{*1} における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (政策体系上の位置付け: - 6 - (2))					
施策の概要	被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。					
達成すべき目標	刑事施設 ^{*2} や少年院における改善指導等を適正に実施するほか、職業訓練や少年院における職業指導、矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等を充実させることにより、被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	43,572,341	42,898,209	43,364,456	44,326,920
		補正予算(b)	138,995	2,116,945	0	-
		繰越し等(c)	245,927	168,507	387,492	
		合計(a+b+c)	43,957,263	44,846,647	43,751,948	
執行額(千円)	43,330,386	44,153,479	42,916,227			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>子供・若者育成支援推進大綱(平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定) 第3-2(2) (施設内処遇を通じた取組等)^{*3}</p> <p>「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)</p> <p>- 3 - (1) - 性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化</p> <p>- 3 - (2) - 就労支援の推進^{*4}</p> <p>「宣言: 犯罪に戻らない・戻さない~立ち直りをみんなで支える明るい社会へ~」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議閣議決定)</p> <p>2 立ち直りをみんなで支える社会に向けた取組の方向性</p> <p>3 再犯防止につながる仕事の確保</p> <p>再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定)</p> <p>第2-1 就労の確保等</p> <p>第5-1-(2) - - 性犯罪者・性非行少年に対する指導等</p> <p>性犯罪・性暴力対策の強化の方針(令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定)</p> <p>性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実^{*5}</p>					

測定指標	令和3年度目標	達成
1 受刑者の性犯罪再犯防止指導 ^{*6} 受講前後の問題性の変化	受刑者の問題性の程度を示す数値の平均値が小さくなること	達成
施策の進捗状況(実績)		

受刑者の問題性の程度を示す数値を性犯罪再犯防止指導受講前後で測定した結果、受講後の平均値は、受講前の平均値よりも令和2年度は1.72ポイント（約22パーセント）、令和3年度は1.50ポイント（約19パーセント）低下したことが確認された。

参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
性犯罪再犯防止指導受講開始人員（人）	504	797	563	424	433

測定指標	令和3年度目標	達成
2 在院者の性非行防止指導 ¹⁷ 受講前後の問題性の変化	在院者の問題性の程度を示す数値の平均値が小さくなること	達成

施策の進捗状況（実績）

在院者の問題性の程度を示す数値を性非行防止指導受講前後で測定した結果、指導受講後の平均値は、受講前の平均値よりも暫定値であるが5.45ポイント（約12パーセント）低下したことが確認された。

参考指標	実績値				
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
性非行防止指導受講人員（人） （中核プログラム修了者）	228	188	165	134	126

測定指標	年ごとの目標値						達成
	2年			3年			
3 刑事施設における職業訓練の受講率	対元年増			対2年増			未達成
	元年	29年	30年	元年	2年	3年	
	出所者における職業訓練受講者数（人）	3,879	3,965	4,234	3,879	3,657	3,265
出所者における職業訓練受講率（%）	19.4	18.0	20.1	19.4	19.3	18.3	

参考指標	実績値				
	29年	30年	元年	2年	3年
刑事施設出所者数（人）	22,025	21,060	19,993	18,931	17,809

測定指標	年ごとの目標値					達成
	2年		3年			
	4 刑事施設における就労支援実施人員の割合	対元年増		対2年増		
	基準値	実績値				
	元年	29年	30年	元年	2年	3年
就労支援実施人員の割合（％）	19.8	18.1	19.5	19.8	18.6	19.9

参考指標	実績値				
	29年	30年	元年	2年	3年
刑事施設出所者数（人）	22,025	21,060	19,993	18,931	17,809
就労支援実施人員（人）	3,989	4,097	3,961	3,527	3,552
就労支援実施人員のうち、満期釈放人員（人）	823	732	565	529	490
うち、在所中就職内定人員（人）	255	284	286	276	207
就労支援実施人員のうち、仮釈放人員（人）	2,282	2,190	1,794	1,767	1,804
うち、在所中就職内定人員（人）	451	649	628	564	534
事業主による採用面接実施人員（人）	1,023	1,420	1,653	1,377	1,154
就労支援スタッフによる面接等実施人員（人）	23,593	23,999	25,350	22,414	23,855

--	--	--	--	--	--

測定指標	年ごとの目標値					達成
	2年		3年			
5 少年院における就労支援実施人員の割合	対元年増		対2年増			未達成
	基準値	実績値				
	元年	29年	30年	元年	2年	3年
就労支援実施人員の割合（％）	22.8	22.8	22.9	22.8	25.5	23.4
参考指標	実績値					
	29年	30年	元年	2年	3年	
少年院出院者数（人）	2,882	2,564	2,470	1,986	1,893	
就労支援実施人員（人）	656	587	563	506	443	
事業主による採用面接実施人員（人）	153	231	249	194	196	
就労支援スタッフによる面接等実施人員（人）	9,265	8,288	7,267	5,267	5,007	
少年院仮退院者の保護観察終了時の有職者の割合（％）	78.7	77.2	78.0	75.2	73.7	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>（各行政機関共通区分） 進展が大きくない</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）測定指標1及び2は目標を達成することができたが、測定指標3ないし5については、目標を達成することができなかった。</p> <p>以上の結果から、上記のとおり判断した。</p>
	施策の分析	
	<p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標1】</p> <p>性犯罪再犯防止指導は、受刑者の再犯リスクや問題性の大きさを評価し、その結果に応じた適切なプログラムを選択して実施している。受刑者の問題性には、性暴力に親和的な態度、性的な衝動や行動に対する統制力の低さなどが挙げられ、これらは指導によって変化し得るものと考えられており、専門的なアセスメントツールを用いて問題性の程度を数値化（0点～12点）しており、プログラム受講前後にアセスメントを行っている。</p> <p>こうしたアセスメントの結果得られる問題性の程度について、プログラム受講前後で比較分析した結果、受講前よりも受講後の方が数値が低下していたことから、上記のとおり判断した。</p>	

【測定指標 2】

性非行防止指導においては、専門的なアセスメントツールを用いて、再犯の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握しており、指導受講前後にアセスメントを行っている。

両者共に、こうしたアセスメントの結果得られる問題性の程度について、指導受講前後で比較分析した結果、受講前よりも受講後の方が数値が低下していたことから、上記のとおり判断した。

【測定指標 3】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて職業訓練の実施が困難であったことや、収容人員の減少を受けた合理化により、職業訓練の定員自体が減少していることなどが影響したと思われるところ、令和2年及び同3年ともに、出所者における職業訓練受講率が減少し、対前年増という目標は達成していないことから、上記のとおり判断した。

新型コロナウイルス感染症の影響によって中止された職業訓練等について

(1) 令和元年度

該当なし

(2) 令和2年度

施設数：2施設

職業訓練種目数：3種目

定員：30名

(3) 令和3年度

施設数：12施設

職業訓練種目数：24種目

定員：168名

【測定指標 4】

刑事施設における就労支援実施人員の割合については、令和3年においては対前年増という目標を達成することができた一方で、令和2年においては目標を達成することができなかったことから、上記のとおり判断した。

なお、令和2年の目標未達成は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によるものであるが、令和3年においては同感染症が引き続き拡大している中においても、刑務所出所者等総合的就労支援対策等の取組により目標を達成することができた。

【測定指標 5】

少年院における就労支援実施人員の割合については、就労支援スタッフや就労支援専門官の配置等により就労支援の取組を進めているところであるが、修学支援の取組にも力を入れていることから、ほぼ横ばいの状況が続いている。こうした状況下において、令和2年は目標を達成したが、同3年は目標を達成することができなかったため、上記のとおり判断した。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標 1 関係】

受刑者の問題性には、性暴力に親和的な態度、性的な衝動や行動に対する統制力の低さなどが挙げられ、これらは指導によって変化し得るものと考えられている(これらの要因を別々のアセスメントツールで測定しているのではなく、これらの要因により構成されている一つのアセスメントツールを用いて各受刑者の問題性の程度を測定している)。本測定結果は、プログラムの受講により、受刑者の問題性の程度が小さくなることを示しており、改善指導が適正に実施され、受刑者の改善更生に有効に寄与していると言える。

【測定指標 2 関係】

非行に及んだ在院者の問題性には、性的な感情や行動に対する統制力の低さなどが挙げられ、これらは指導によって変化し得るものと考えられており、これらの要因により構成されている一つの専門的なアセスメントツールを用いて、再犯・再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握している。本測定結果は、指導の受講により、在院者の問題性の程度が小さくなることを示しており、指導が適正に実施され、在院者の改善更生に有効に寄与していると言える。

【測定指標 3 関係】

職業訓練により、知識や技術を習得し、資格や免許を取得することは、受刑者の出所後の就労を容易にし、再犯防止に資するものであることから、社会の雇用ニーズに応じ、かつ受刑者の希望、適性等を考慮しつつ、出所後の就職に役立ち、円滑な社会復帰につながるような職業訓練の充実に努めた結果、受刑者に対して必要な職業訓練が充実化されたことが認められる。

【測定指標 4 関係】

受刑者に対するキャリアコンサルティング、公共職業安定所や雇用主との連絡調整等を行うため、平成18年度から各刑事施設に就労支援スタッフを順次配置し、令和3年度には刑事施設76庁に就労支援スタッフが配置されている。各刑事施設では、公共職業安定所との連携の下、受刑者の就労意欲を喚起するとともに、就労支援対象者に選定して、就労支援スタッフによる職業相談や公共職業安定所職員による職業紹介等の支援を実施している。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響があったとはいえ、就労支援実施人員の割合は約1パーセントしか減少していないことから、支援が適切に実施され、受刑者の就労先確保に有効に寄与しているものと認められる。

【測定指標 5 関係】

少年院においては、出院後の就労の安定、ひいては再犯・再非行防止のために、原則的に全在院者を対象に職業指導を行っており、さらに個別的な必要に応じ「就労支援」という形で、職業相談、職業紹介や求人情報の提供を行い、有効かつ効率的に実施されていると認められる。

次期目標等への反映の方向性

【測定指標 1】

受刑者の再犯防止のためには、再犯リスクや問題性を的確に把握し、その特性に応じた指導を行うことが重要であり、取り分け、性犯罪は被害者の心身に重大な被害を与えることから、再犯防止のための対策は特に社会的な要請も大きい。上記のとおり、本測定結果からは、性犯罪再犯防止指導が受刑者の改善更生に有効に寄与していると言えることから、現在の目標を維持し、受刑者に対し、適切なアセスメント結果に基づいて効果的に性犯罪再犯防止指導を実施していくとともに、引き続き、受講前後の問題性の程度の変化を指標とし、施策の評価を行う。

【測定指標 2】

性非行防止指導については、引き続き、受講前後の問題性の程度の変化を指標とし、施策の充実を図っていく。

【測定指標 3】

今後においても受刑者の出所後の就職に資する職業訓練の拡充を図ることにより、更に受刑者の職業訓練受講の機会を増やしていく。

【測定指標 4】

就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは、再犯防止のために重要であることから、引き続き刑事施設における就労支援事業の拡充を図っていく。

【測定指標 5】

出院者に占める就労支援実施人員の割合は、ほぼ横ばいの状況が続いているが、今後も、少年院在院者に対して就労支援の充実を図っていく。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期
令和4年7月21日
- 2 実施方法
会議
- 3 意見等の概要

	<p>〔意見及び回答〕</p> <p>別添「令和3年度法務省事後評価実施結果報告書(案)に対する質問・意見及び回答」 番号7-1ないし7-5のとおり</p>
--	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>評価の過程で使用したデータや分析方法</p> <p>【測定指標1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析対象者：令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、性犯罪再犯防止指導の受講を修了した者 ・分析方法：問題性の程度を示す数値について、分析対象者の受講前と受講後の平均値の差をt検定により分析した。 <p>【測定指標2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析対象者：令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、性犯罪再犯防止指導の受講を修了した者ないし性非行防止指導の中核プログラムの受講を修了したもの（短期義務教育課程及び短期社会適応課程に指定されたものを除く。） ・分析方法：年度ごとに、問題性の程度を示す数値について、分析対象者の受講前と受講後の平均値の差をt検定により分析した。 <p>評価の過程で使用した公的統計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「刑務所出所者等就労支援事業実施状況報告」 (矯正局成人矯正課、矯正局少年矯正課) <p>評価の過程で使用した公的統計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「矯正統計年報」 (法務省ホームページ〔https://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html〕) ・「保護統計年報」 (法務省ホームページ〔https://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_hogo.html〕)
----------------------------------	---

備考	<p>【行政事業レビュー点検結果の令和5年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>引き続き、所要の経費の要求を行った。</p>
----	---

担当部局名	矯正局 成人矯正課、少年矯正課	政策評価実施時期	令和4年8月
-------	-----------------	----------	--------

*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称

*3 「子供・若者育成支援推進大綱」(平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定)第3-2(2) (施設内処遇を通じた取組等)

少年院・少年刑務所において、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させる指導等の充実を図るほか、社会復帰に資する就労支援を行う。また、少年院において、修学の意欲を高めるため、高等学校卒業程度認定試験受験の督励や個々のニーズに合わせた支援を行う。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略」-3-(2)- 就労支援の推進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、

刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

*5 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定)

刑事施設及び保護観察所において性犯罪者に実施している認知行動療法を活かした専門的プログラムの受講による再犯の抑止効果が確認されていることを踏まえ、プログラムの更なる拡充を検討する。

*6 「性犯罪再犯防止指導」

刑事施設における特別改善指導の一つ。性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者を対象に、認知行動療法をベースとしたグループワーク等を実施している。

*7 「性非行防止指導」

少年院における特定生活指導の一つ。認知行動療法をベースとするワークブック教材を用いて行うグループワーク又は個別指導を中核プログラムとし、その指導効果を高めるためにマインドフルネス、アンガーマネジメント、性教育等の周辺プログラムを組み合わせ、フォローアップ指導を含めて包括的に実施している。